

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
 〇 土壌汚染対策法により要措置区域の指定を解除する件 一八三
 〇 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 一八三
 〇 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 一八三
 〇 道路の区域を変更する件 一八四
 〇 道路法による市町村道の災害復旧道路工事が完了した件 一八四
 〇 告示
 〇 福島県商業まちづくりの推進に関する条例第九条第一項の規定により特定小売商業施設について届出があった件 一八五
 〇 随意契約の相手方を決定した件五件 一八六
 〇 福島県警察本部 一八六
 〇 一般競争入札を行う件 一八六

告示

福島県告示第二百九十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の指定を次のとおり解除する。

令和五年四月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定を解除する区域
 双葉郡楢葉町大字大谷字鐘突堂二十一番一及び二十二番四の各一部で次の図に示す区域
- 二 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法

行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

- 1 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
テトラクロエチレン
- 2 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
なし

三 講じられた実施措置

土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県相双地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）
（水・大気環境課）

福島県告示第二百九十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和五年四月一日救急病院として認定した。

令和五年四月十一日

名称	所在地	福島県知事 内堀雅雄
福島県立南会津病院	南会津郡南会津町永田字風下	認定有効期限
	一四一	令和八年三月三十一日

（地域医療課）

福島県告示第二百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和五年四月十一日から同年八月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき市振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年四月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）くすりのマルト健康の森好間店 福島県いわき市好間町中好間字上川原五十一番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 1 大規模小売店舗を設置する者
 名称 株式会社くすりのマルト

一〇七号

同 郡同 町大字上郡字沖河原三番一地先ま

(道路計画課)

公 告

公告第七十号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例(平成十七年福島県条例第二百十号)第九
条第一項の規定により、特定小売商業施設の新設について令和五年三月二十日次のお
り届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書面を令和五年四月十
一日から同年七月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県
県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策
課に備え置いて縦覧に供する。
令和五年四月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 特定小売商業施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその
代表者の氏名

名称 株式会社日和田ショッピングモール

住所 郡山市日和田町字小原一番地

代表者の氏名 代表取締役 野木 正徳

二 特定小売商業施設の名称

(仮称)ショッピングモールフェスタ

三 特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積

1 所在地 郡山市日和田町字小原一番地ほか三百九十七筆(郡山市日和田町五庵地
区計画区域内)

2 敷地面積 十六万五千六百四十三平方メートル

四 特定小売商業施設の新設の予定地の開発行為の着手年月日

(解体) 令和五年十月二十一日

五 特定小売商業施設の新築、小売商業施設の増築若しくは改築又は小売商業施設への
用途の変更の着手年月日

(新築) 令和六年三月一日

六 特定小売商業施設の新設の予定日

令和八年九月一日

七 特定小売商業施設の店舗面積の合計及び延べ面積

1 店舗面積の合計 七万平方メートル

2 延べ面積 十二万平方メートル

八 特定小売商業施設の集客予定数及び集客予定区域

1 集客予定数 一日当たり六万六千五百人

2 集客予定区域 新設予定地周辺二十キロメートル圏

(商業まちづくり課)

公告第71号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務（日中便1号）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和5年4月11日

福島県県北流域下水道建設事務所長 草野 雄 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務（日中便1号） 1,800 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年1月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額
21,450円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第72号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務（日中便2号）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和5年4月11日

福島県県北流域下水道建設事務所長 草野 雄 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務（日中便2号） 4,500 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年1月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区芝三丁目15番15号
- 5 随意契約に係る契約金額
20,900円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第73号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務（日中便3号）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和5年4月11日

福島県県北流域下水道建設事務所長 草野 雄 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務（日中便3号） 1,800 t

- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年1月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額
21,450円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第74号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務（夜間便1号）のうち汚泥処分業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和5年4月11日

福島県県北流域下水道建設事務所長 草野雄一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務（夜間便1号）のうち汚泥処分業務 2,700t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年1月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
栃木ハイトラスト株式会社 栃木県真岡市鬼怒ヶ丘18番地3
- 5 随意契約に係る契約金額
20,900円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第75号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務（夜間便4号）のうち汚泥処分業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和5年4月11日

福島県県北流域下水道建設事務所長 草野雄一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務（夜間便4号）のうち汚泥処分業務 1,350t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年1月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
- 5 随意契約に係る契約金額
42,900円（1t当たり）

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総 務 課)

福島県警察本部公告第53号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交通事故総合管理システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年4月11日

福島県警察本部長 児嶋洋平

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 交通事故総合管理システム機器 一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有し、当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- (5) ISO9001及びISO27001の認証を受けている者であること（一部業務について再委託を予定している者は、再委託業者が認証を受けている場合も可とする。）。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(5)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年5月10日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和5年4月11日（火）から同年5月25日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに同年5月3日から同月5日までの間を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙45枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和5年5月26日（金）午前11時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年5月25日（木）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな

ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products for lease: Traffic Accident General Control System Equipment 1 set (including delivery, and installation, and installing, setting, adjustment, and transition of the system, and maintenance, and removal, etc.)

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 26 May 2023

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 25 May 2023

(4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)